平成２５年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘４丁目18番16号
債務者　加藤　　覚
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　義弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
三重県四日市市南小松町2461番地１　加藤組内
債務者　加藤　幹子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　義弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
北海道帯広市西17条北１丁目24番20号
債務者　高橋　健蔵
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
福岡県うきは市吉井町宮田577番地１
債務者　中野眞里子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞弓　　紫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５８６号
熊本市中央区南千反畑町11番12号　ハクベリーズ南千反畑603
債務者　木下　幸博
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　房之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８１号
岡山市北区西崎２丁目10番17号
債務者　中山　恵子（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２号
岡山市北区平野203番地２
債務者　小六　道子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９号
熊本市東区京塚本町25番６号、前住所熊本市東区長嶺南１丁目４番71号
債務者　永目　逸伸
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
大分市坂ノ市中央５丁目13番11号
債務者　姫野　政雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
神戸市西区南別府３丁目23番地の５　アーバン池田Ｂ―104号
債務者　宮下　英雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
債務者　大桑　啓文
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
債務者　大桑　年子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９号
函館市日吉町４丁目６番13号　わらび荘
債務者　小松久美子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７４号
函館市赤川１丁目22番３号
債務者　川村奈緒美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県和光市白子３丁目33番40号　アイランドハイツ106
債務者　土屋　幸仁
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
埼玉県桶川市寿２丁目４番18号　ＴＯＰ桶川第３―306号
債務者　秋山　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
さいたま市緑区馬場２丁目13番地１　リヴェントピア105
債務者　吉田　裕志
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係